

天草市有害鳥獣被害防護柵 設置事業について



令和5年4月1日から

●共同で設置する場合

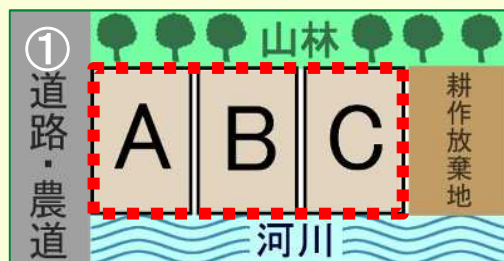
【補助率3分の2で上限50万円】

- ① 隣接しているA・B・Cの農地を
2戸以上の複数で一体的に囲う場合

※2筆以上の農地が対象です。

※防護柵の購入前に事前申請が必要です。

※図の場合でも単独で設置する場合は補助率2分の1になります。

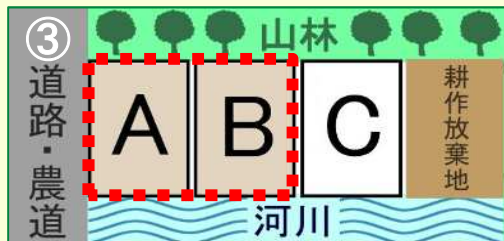


●単独で設置する場合

【補助率2分の1で上限50万円】

- ② 自分の農地に隣接する農地がない場合

- ③ 隣接するA・Bに防護柵を
設置するが、Cは設置しない場合



◆申請方法につきましては、裏面をご覧ください◆

●補助対象者は天草市に住所を有する方で、1年度中に申請できるのは1回です。

●電気柵の場合、1回に申請できるのは1台だけです。2台は申請できません。

●新規設置を伴わないポール、フック、コードなど付属品の購入場合、税込金額が30,000円未満は対象外です。但し、本体、バッテリー、ソーラーなどの機器類は金額に関わらず対象です。

例 15,000円のバッテリーと10,000円のポール → バッテリーのみ対象（15,000円）

15,000円のバッテリーと20,000円のポール → バッテリーとポール両方が対象（35,000円）

●設置完了後30日以内、又は完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに申請書を提出してください。

申請書受付窓口

本庁：農業振興課 牛深支所：産業振興課 その他支所：まちづくり推進課

天草市役所 農業振興課 農村環境係 電話：23-1111（内線1246） 直通：32-6792

防護柵補助金の申請方法について

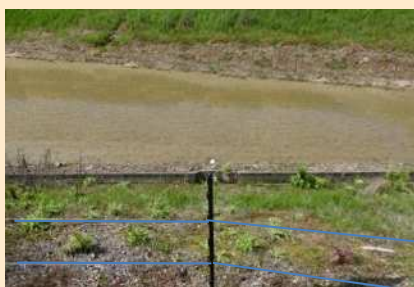
補助率 2 分の 1 の申請については **写真** が必要です

- ① 電気柵の場合 **本体の写真**と、**電気柵の設置してある農地の写真**の計 2 枚



電気柵

- ② 防護柵の部品のみ、またはワイヤーメッシュやトタンなど電気柵以外の防護柵の場合
申請する**部品**や、**防護柵が設置してある農地の写真**を 1 枚



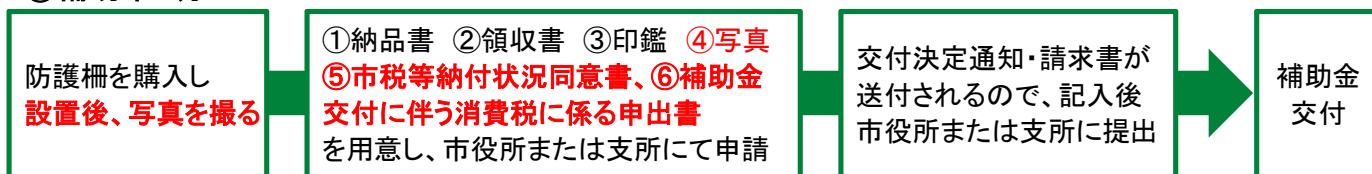
防護柵部品(ポール・フック等)



ワイヤーメッシュ等

防護柵補助金申請の流れ

①補助率2分の1



②補助率3分の2

